

台東区希望型指名競争入札実施要綱

平成17年7月1日

17台総経第208号

(目的)

第1条 この要綱は、台東区が発注する建設工事等における希望型指名競争入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 次に掲げる建設工事等は、希望型指名競争入札に付することができるものとする。

(1) 土木工事、建築工事、設備工事その他の工事案件

予定価格が50,000,000円以上100,000,000円未満（ただし、施工能力審査型総合評価方式により入札に付する場合は、予定価格が25,000,000円以上100,000,000円未満とする。）

(2) その他台東区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(入札参加資格)

第3条 希望型指名競争入札に参加することができる者は、東京電子自治体共同運営の資格審査サービス（以下「資格審査サービス」という。）により台東区に登録されている者（以下「登録事業者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画の認定決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より再生計画の認定決定を受けていること。

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。

(5) その他区長が必要な資格要件を設けたときは、その資格要件を満たしていること。

(入札の公告)

第4条 区長は、対象となる建設工事等を希望型指名競争入札に付する場合は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、区が発行する広報紙、新聞、掲示、インターネットその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札参加の申込み)

第5条 希望型指名競争入札に参加をしようとする者は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 別に定める希望型指名競争入札参加申込書（第1号様式）

(2) その他公告により定める書類又は資料等

(入札参加資格の審査及び通知)

第6条 区長は、前条の入札参加申込みをした者について、第3条に定める資格要件及び前条により提出された書類等を審査し、入札参加資格の有無を決定する。

2 区長は、前項の審査において入札参加資格を有する申込者の数が少なく、適正かつ公正な競争入札に支障をきたすと判断する場合には、登録事業者の中から当該入札案件に関し資格を有する者を入札参加者として指名選定することができる。

3 区長は、第1項の入札参加資格の有無の決定後、申込者に対し、また前項については指名選定者に対し所定の様式により速やかに審査の結果を通知するものとする。

第7条 削除

(設計図書等の貸与)

第8条 入札に係る設計図書等は、区長が指定する期間中、経理課契約担当において入札参加資格者に貸与する。

(質問及び回答)

第9条 設計図書等の内容に関する質問及び質問に対する回答方法は、設計図書等貸与時に通知するものとする。

(入札の執行及び回数)

第10条 入札参加者は、入札書(第2号様式)に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、あらかじめ指定された日時及び場所において契約担当者に提出しなければならない。

2 予定価格の事前公表を行う場合の希望型指名競争入札に係る入札回数は1回とする。

3 予定価格の事前公表を行わない場合の希望型指名競争入札に係る再度入札は2回までとする。

(開札)

第11条 開札は、入札終了後ただちに当該入札会場において、入札者の立会いのもとに行うものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札

(2) 入札書の記載事項が不明のもの、又は入札書に記名若しくは押印のない入札

(3) 同一事項の入札について2通以上入札書を提出した者のした入札

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札

(5) 連合によると認められる入札

(6) その他入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第13条 希望型指名競争入札に係る落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項及び規則第27条第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第14条 入札保証金及び契約保証金については、規則の定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

台東区長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人

印

入札参加申込書

年 月 日付で入札公告のありました

件名

に係る競争入札に参加したく、関係書類を添えて申込みます。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】

担当者氏名（役職）.....（.....）..

（電話）..... - - （FAX）..... - -

入 札 書

件 名

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額をもって請負うため、契約事務に関する諸規程及び契約条項を承諾のうえ入札いたします。

年 月 日

台 東 区 長 殿

所在地

商号又は名称

氏 名

印

(注) 金額は算用数字で表示し、あたまを¥でとめること。